

〔 訴訟が頻発する社会 〕

アメリカでの訴訟&仲裁裁定プロセス

日米の裁判制度には大きな違いがある。
日本企業には法的リスクマネジメント戦略が求められる。

(2019年1月30日開催 日外協・米国法務講演会から)

北川 & イベート法律事務所
弁護士 北川 リサ 美智子

相当な時間と手間と高額費用

アメリカの裁判制度、コストなどを日本のそれと比較すると大きな違いがある。まず、米国連邦法と50州それぞれの法律がある。また、ありとあらゆる書類を英訳して提出することが求められるため、訴訟のプロセスの中でも一番費用が高額となる証拠開示制度。そして弁護士秘匿特権がある。弁護士秘匿特権は、情報が一旦弁護士とクライアント間の関係外に出てしまうと特権放棄となることを覚えておきたい。民事での陪審員裁判があるのもアメリカ。弁護士費用は成功報酬制度もあり巨額になりがちだ。陪審員により懲罰的罰金を課せられるリスクもある。

裁判所での訴訟は公共のプロセスであり、裁判所に届けられる全ての書類は公の記録となるため、インターネットでも容易に閲覧することができる。メディアは、法廷審問や裁判を傍聴することが可能。

アメリカの訴訟システムは、5つの段階を踏んで進められる(図表)。

第1段階は訴答。それぞれの当事者からの言い分が記載された最初の書面である。

第2段階は証拠開示。当事者がお互いに、ま

たは第三者に証言や証拠の開示を要求して重要な情報を収集する。

第3段階は申請。争点の審判申請、略式判決の申請、証拠に関する申請などを行う。

第4段階が裁判。裁判官により判定される法廷裁判と、陪審員による陪審員裁判がある。

また、第5段階として、裁判後に再び申請や上訴を行うこともある。

裁判以外による解決方法

裁判になると、通常の訴訟では訴答から裁判まで18カ月もの月日を要する。さらに、上訴となると何年も費やさなくてはならない場合がある。また、ネットやメディアを通じ裁判が世間に知れてスキャンダルになれば、個人や会社の名声は著しく傷つくことになるだろう。

以上のことから、裁判の代わりに仲裁裁定などによって解決を図るケースが増えている。例えば、裁判外紛争解決(ADR)。専門の私的機関である第三者(大体の場合、引退した裁判官)が調停・仲裁を行う。仲裁プロセスには、普通の訴訟プロセスと同様の証拠開示なども含まれる。証人は宣誓も弁護士の最終弁論もある。判決は仲裁者が交付、裁判所により承認され裁定

となる。ADRを有効に使えば比較的短期間で問題を解決することが可能になり、秘密事項も保護され、時間と費用を節減

図表 アメリカの訴訟システム

